

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和4年7月13日（水）

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、工藤委員、後藤委員、小林委員、佐藤委員、杉山委員、高木委員、湯本委員

<事業者1>

東京電力パワーグリッド(株) 工務部 送変電建設センター 広域工事グループ

マネージャー 大内氏、チームリーダー 五十嵐氏、片平氏

東京電力パワーグリッド(株) 工務部 送変電土木整備第三グループ

チームリーダー 斉藤氏、和田氏

ユーロフィン日本環境(株) 自然環境コンサルティング 事業部 自然環境グループ

マネージャー 中野氏、北川氏

<事業者2>

山梨県県土整備部新環状道路建設事務所 森課長、大寄副主幹、岩堀主任

山梨県県土整備部道路整備課 沼尾補佐、菊嶋副主幹、高野主任

株式会社長大 津田技師、茂木アシスタントマネージャー

<事務局>

山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課

中川課長、佐藤総括課長補佐、樋川課長補佐、渡邊主査、伊藤副主査、本田主任

次第

1 開会

2 議事

議題1 東清水線新設工事事業に係る評価書について

議題2 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る中間報告書について

3 その他

4 閉会

(資料)

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

【議題1 東清水線新設工事事業に係る評価書について】

資料1-1 事業概要と評価書手続について

資料1-2 東清水線新設工事事業の評価書に係る知事意見素案

事業者説明資料1-1 技術審議会説明資料(公開版)

事業者説明資料1-2 意見整理表(公開版)

事業者説明資料1-3 技術審議会説明資料(非公開版)

事業者説明資料1-4 意見整理表(非公開版)

【議題2 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る中間報告書について】

資料2 事業概要と中間報告書手続について

事業者説明資料2

1 開会

(司会 佐藤総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

委員の皆様には御多忙中のところ、御出席をいただき厚く御礼申し上げます。私は本日の進行を務めます、山梨県大気水質保全課総括課長補佐の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、大気水質保全課長の中川より御挨拶を申し上げます。

(事務局 中川課長)

皆さま、こんにちは。環境・エネルギー一部大気水質保全課の中川でございます。本日はお忙しいところ、また、このように暑い中、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、二つの議題を予定しております。東清水線新設工事事業の評価書手続き、それから、都市計画道路甲府外郭環状道路東区間の中間報告書手続き、この2つでございます。

東清水線新設工事事業の評価書手続きにつきましては、前回の審議会で委員の先生方から出された質問に対し、事業者から追加の説明を受けた後、前回の審議会での御意見等も踏まえ、事務局で作成した知事意見の素案について、御審議をお願いします。また、都市計画道路甲府外郭環状道路東区間の中間報告書手続きについては、事業者から説明を受けた後、質疑や意見交換等をお願いすることとなります。

委員の皆様方には、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議をいただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会 佐藤総括課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について御報告いたします。本日の出席状況につきましては、15名の委員のうち、会場に5名、Web会議システムで4名の計9名の御出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づきまして、本審議会が成立していることを御報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。お手元に、次第・席次表、委員名簿、資料1-1から1-2、事業者説明資料の1-1から1-4、資料2、事業者説明資料2がございます。資料に不足がある場合には、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

続きまして、「傍聴人の皆様へ」でございます。傍聴人は、受付時に

配布しました傍聴券に記載の『傍聴の心得』を御覧いただき、心得に沿って傍聴をお願いいたします。なお、審議会の記録のために、審議の途中で写真を撮影する場合がございますので御了承願います。

次に、今回の会議は、対面とWeb会議システムを併用して開催しております。議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただいております。誠に恐縮ですが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声をお願いいたします。また、御発言の都度お名前をおっしゃってから、御発言いただけますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場にいらっしゃる委員の皆様には、マスク着用のままで発言をお願いいたします。加えて、なるべく短時間で審議会が終了できますよう御協力をお願いいたします。それでは、これより次第に従いまして議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例第47条第10項2の規定に基づきまして、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長よろしくをお願いいたします。それでは、議事を進行させていただきます。

2 議事

議題1 東清水線新設工事事業に係る評価書について

(坂本会長)

それでは、議事を進行させていただきます。案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いいたします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である「公平性・透明性」を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いてすべて公開とする、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する、ということをお願いいたします。「希少動植物保護の観点」から、一部の審議につきましては、非公開で行います。非公開審議の際には、報道関係者及び傍聴人は本会場から一旦退出をいただきます。以上、御協力をお願いいたします。

本日は議題が2つあります。議題1「東清水線新設工事事業に係る評価書」については、事務局から経緯等の説明、事業者から追加の回答について説明後、質疑応答・意見交換を行います。なお、希少動物、植物に関わる部分については非公開で審議を行います。その後、事務局から取りまとめた知事意見素案についての説明を受け、意見交換を行います。議題1は、2つの部分から成っておりますが、3時頃を目処に予定して

います。

それから、一旦休憩した後に2番目の議題を開始いたします。都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る中間報告書については、事務局から経緯等の説明の後、事業者から中間報告書の内容について説明いただきます。その後、質疑応答・意見交換を行います。なお、こちら希少動植物に係る部分については、後ほどまとめて非公開で審議を行います。終了時刻は5時頃を予定しております。

それでは、議題1に入ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課の樋川でございます。資料1-1に基づき説明いたします。「資料1-1 事業概要と評価書手続について」を御覧ください。対象となる事業は、東清水線新設工事事業ですが、前回の審議会を先月に開催させていただいておりますので、おもて面の説明は省略させていただきます。

裏面を御覧ください。本件手続に係るスケジュールとなります。先月22日に技術審議会を開催し、評価書について御審議いただきました。その後、南部町から意見照会の回答がありましたが、意見はございませんでした。本日はこれから、前回の審議会で出された意見について事業者から追加の説明等がございますので、それについて御審議いただきます。その後、前回の審議会で出された意見を整理し、資料1-2として知事意見の素案を作成しましたので、この素案について御審議いただきます。

会議が終わりましたら、本日の審議内容を踏まえ知事意見案を作成し、庁内調整を実施したうえで、期限までに事業者へ知事意見を通知することとなります。

以上で資料1-1の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。続いて事業者の方から追加の回答について、手短かに10分程度で簡潔に御説明をお願いいたします。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 大内氏)

東京電力パワーグリッド(株)の大内と申します。本日は前回の技術審議会での御意見について、事業者の回答をさせていただきます。資料につきましては、評価書に係る意見整理表の公開用と非公開用がありまし

て、必要により説明資料を用意させていただきました。内容については、簡潔に御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

（事業者 東京電力パワーグリッド（株）五十嵐氏）

東京電力パワーグリッド株式会社工務部送変電建設センター広域工事グループの五十嵐と申します。私の方からは、東清水線新設工事業環境影響評価技術審査会 第1回の「公開部分」でいただいた意見に対する事業者回答について御説明いたします。主には、資料1-2の意見整理表（公開部分）の事業回答欄で、（0622審議会後）の記載内容についての、御説明となります。よろしく願いいたします。

それでは、資料1-2意見整理表（公開部分）の意見No. 4~7の「土地の安定性」に関する項目の事業者回答です。事業者説明資料の1-1技術審議会説明資料（公開版）の3ページの資料②急傾斜地と地すべり地形の分布を御参照ください。こちらで急傾斜地と地すべり地形の分布を図示いたしました。Aルートゾーンの選定にあたっては、可能な限り地すべり等の影響を受けない地域を設定しております。また、ルートゾーンの中でも地すべり箇所が位置しておりますが、避けた位置での立地が可能と判断し、ルートゾーンを選定しました。なお、一部空中写真判読による地すべりエリア内に位置しておりますが、個別に専門家の現地踏査やボーリング結果から、鉄塔位置を選定しております。

No.34号については、鉄塔の西側に地すべり跡と思われる滑落崖を確認しておりますが、平坦面からの鉄塔地点までの比高が10m程度あり、斜面内に変状地形が認められないことから、現状では安定していると考えます。また、ボーリング結果からも比較的新鮮な岩が分布しており、鉄塔立地斜面にも、亀裂や段差等の変状は認められておりません。よって、地すべりの影響は受けないものと判断しています。なお、地すべり地形とされる平坦部分は人工改変されてはいますが、現状で移動の兆候は確認されておられません。

次に、No.35については、この南北の尾根両端が地すべり跡と認識しており、尾根の東西に渡り複数のボーリング調査を実施しています。その結果、鉄塔地点は地すべり移動体ではなく、良質な岩盤が確認できる尾根の西側を選定しております。

意見整理表に戻ります。意見整理表の意見No. 9の「植物」の事後調査に関する項目の事業者回答です。ラン科の植物も含め、移植による代償措置を行った個体について事後調査を実施し、工事中の期間、活着状況の確認を行って参ります。

次の意見No.10、11の「植物」緑化に関する項目の事業者回答です。資料は、事業者説明資料の3ページ目、資料③-1緑化の有無及び面積を御参照ください。緑化面積のみを示していた、8-68ページの表に、「緑化の有無」、「現況の植生タイプ、土地所有者、緑化方法」を追記しました。「緑化の有無」として、緑化する箇所としない箇所を明確化しました。「現況の植生タイプ、土地所有者、緑化方法」としては、緑化箇所の現況の植生のほとんどが、スギ・ヒノキ植林であり、かつ土地所有者のほとんどが県有林であることから、スギまたはヒノキを植林することがわかるような記載に変更しました。また、残土処理場①②③は、現況が造成地で樹木の伐採を行わないため、緑化無しとしていましたが、地権者との協議によっては、緑化を行うことを検討することにしました。また、道路拡幅及びコーナー拡幅の工事用地について、「伐採がわずかである」ことから緑化しないとしていましたが、現地を確認した結果、すべての林道脇で雑草群落となっておりましたので、「樹木の伐採なし」に記載を変更しております。現地の状況につきましては、資料の③-2道路拡幅及びコーナー拡幅の工事用地の現況写真を御参照ください。こちらは、道路拡幅及びコーナー拡幅の工事用地の現況写真です。「伐採がわずかである」と記載していた、工事計画箇所と道路拡幅2箇所とコーナー拡幅箇所1箇所の現況写真です。写真中のピンクの範囲が工事計画区域で、林道脇の工事区域は、雑草群落となっておりましたので、「樹木の伐採なし」と記載しました。

意見整理表に戻ります。意見No.34の「生態系」残土の影響評価に関する項目の事業者回答です。残土処理場についても動植物調査を実施しており、その他の工事用地同様に、環境影響評価を行っております。改変の影響を最小化するため、4箇所の残土処理場のうち、3箇所を既存の造成地に設定したことから、動物・生態系に影響を与えるものではないと評価しております。その他1箇所の残土処理場で確認されている植物については、希少種の自生地が存在しましたので、移植による代償措置を行うこととしております。また、残土処理場から土砂流出の懸念については、評価書「8-3水生生物」の項で影響を評価しております。沢に面する残土処理場は3箇所ありますが、すべて斜面ではなく、道路脇の平坦な造成地に設定し、8-170ページから8-180ページに示した土砂流出防止設備を設けることにより、影響を最小化します。なお、既存の造成地に残土処理場を設置する箇所については、樹木の伐採を行わないため緑化なしとしていますが、地権者との協議によっては、使用後の緑化（植樹）を行うことを検討します。

次に、意見整理表の意見No.35、並びに意見No.41の「生態系」、
「廃棄物・発生土」の残土処理に関する項目の事業者回答です。各工事
用地の改変により表層部の土を動かしますが、それらで生じる土量は、
一基当たり100m³は、残土処理場に処理するわけではなく、原形復旧
のためにすべて元に戻します。また、残土処理場に処理する時は、基礎
の掘削に伴う残土により、一基件当たり300m³で、8基分で2,400
m³になります。

次に、意見整理表意見No.36から40の「景観・風景」に関する項目
の事業者回答です。モニタージュ写真の立体感に乏しい（影がない）と
いう御意見ですが、事業者説明資料の①-1モニタージュ写真の見え方
について、により補足説明をいたします。眺望地点の概要として、モン
タージュを作成した中部横断自動車道から送電線の眺望方向が南向き
となるため、撮影条件が逆光となる位置関係となっております。このた
め、左下の図のように眺望対象物と太陽との位置関係により、物体全体
がに影が大きく反映され、一様な色彩となっております。また、地表面の
影につきましては、周辺の樹木等により隠れることで予測をしました。
なお、参考地点Aから北北西向きとして、眺望した場合においては、右
下の図のように対象物と太陽の位置が順光となるため物体の陰影（立体
感）が見えやすくなります。また、季節による見え方の変化については、
検討写真がないため行えませんでした。中部横断自動車道からの鉄塔
の見え方は、主に空が背景となることから、天候による見え方の違いと
して、晴天時、曇天時、雨天または荒天時における見え方の比較を行い、
鉄塔色彩の検討を行いました。その結果、天候の変更により見え方が異
なりましたが、総合的な評価として背景との輝度差が軽減される「N7.
0」を選定しました。これにより、標準的な色彩「N8.0」と比較し、
景観への影響が緩和されたと考えます。

前回の審議会でもいただいた意見に対する事業者回答（公開部分）につ
いての説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

（坂本会長）

ありがとうございました。まずは公開部分について、事業者から追加
の説明をいただきました。この部分について質疑応答を行います。まず、
会場の方から意見を聞きたいと思えます。Web参加の方は、ミュートの
のまましばらくお待ちください。ではいかがですか。

（石井委員）

石井です。御説明ありがとうございます。少し質問ですが、景観に関して、どれぐらいの画像解像度の絵を使用していますか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)
こちらは、5,000ピクセルで作成しております。

(石井委員)
どれぐらいのサイズですか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)
5,000ピクセル×3,000ピクセルです。

(石井委員)
dpiで言うといくつですか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)
打ち出しのdpiで言うと400くらいになります。

(石井委員)
もうちょっと、上げられませんか。
それと、これは後の知事意見で言えばいいのかもしれないのですが、モンタージュの空は生の写真ですか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)
いいえ、違います。モデルにより空の背景は作成しております。

(石井委員)
ですよね。違和感があるのでそういうのを直していただいて、さらにリアルなものを作っていただきたいというのと、モンタージュにおける電線はどのくらい入っているのですか。ちょっと小さくてよくわからないのですが。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)
電線は入っているものの、この資料ではちょっと確認しにくいような表示になっております。

(石井委員)

ですよね。画像解像度を上げたら出てきませんか。その辺を確認してもらいたいというのがあって、ちょっと検討していただきたい。

それから、御回答のなかで、前回も申し上げたのですが、影響が緩和されるというのは、多少はわかるのですが、「結果としてどうなの」というのをもう少し正確に表現していただきたい。例えば、「それでもまだ違和感が残っているのか、残ってないのか」など、そのようなところのコメントを正しくつけていただきたいので、それは知事意見に反映するようにしたいと思います。以上です。

(坂本会長)

はい。ありがとうございます。他に甲府会場の委員から、何かございますか。

(後藤委員)

後藤です。今、御説明いただいた土地の安定性の3、4、5の事業者の回答ですが、例えば34号、35号については、いろいろな理由が書いてあるのですが、その理由の1つに新鮮な岩が出ているというケース等が認められているとありますが、地形的にはこれは滑落崖のそばで、移動体の中の部分にも点があるのですけれども、地表から何mぐらいが、その強度で、新鮮な岩盤が出てくるのは何mぐらいだったのでしょうか。オーダーで結構ですので、教えていただけないでしょうか。

(事業者 東京電力(株)和田氏)

東京電力(株)送変電建設センター送変電土木整備第三グループの和田といいます。34号については、地表から約3mまでが強風化泥岩の互層ということになっておりまして、N値でいうと10程度、そこから下は、N値が50以上の強風化・破碎泥岩の互層というものを確認しております。それから35号につきましても、地表から、4m程度まで、礫混じり砂質粘土、それから強風化・破碎泥岩の互層ということで、N値としては、大体10から20程度、それ以降は50以上の砂岩・泥岩を確認しております。以上です。

(後藤委員)

ありがとうございます。地表3mから4mが強風化層で、それよりも以深はN値50の新鮮な岩ということですからけれども、基礎の深さは何

mなのですか。ボーリングは1本ですので、もし基礎の長さが、この表層の風化が現実にはもう少し深い場合、掘削残土の量が増えたりするのですけれども、そのような残土が増えるという想定はされていますか。杭の深さと、想定される残土との関係について教えてください。

(事業者 東京電力(株)和田氏)

先ほど説明しましたように、表層部の風化部分、ここは、我々は柱体と言って、基礎体ではなくて、鉄塔の支柱材の周りにコンクリートを巻いただけの柱体という形にしまして、実際の基礎というのは、先ほど説明した風化層から下の部分を基礎体としております。今回、この地点で想定している基礎については、すべて深礎基礎ということになります。深礎基礎については、N値が50以上出ていますので、その深さを決める要因というのは、鉄塔の設計の荷重の大小になっています。ですので、それほど残土が増えたり減ったりするというようなことは、今のところないと考えています。そして、基礎の深さは10m前後と今のところ認識しています。

(後藤委員)

わかりました。10m前後が深層の基礎で、表層から3~4mは少し風化しているので、7mぐらいは、深層の基礎が入るということで、残土は、表層部分に多少風化部分が増えても残土は増えないということですか。そういう解釈でよろしいでしょうか。

(事業者 東京電力(株)和田氏)

はい。その解釈で大丈夫です。

(後藤委員)

地すべり地形の中に入っていますので、これが再移動する可能性もあり、その辺が心配です。ボーリングデータは、何本のボーリングデータを使っているのでしょうか。

(事業者 東京電力(株)和田氏)

今回、地すべりが懸念されているということで、尾根方向に対して、心配な断面を切りまして最低2本の調査をしております。

(後藤委員)

最低2本でよろしいでしょうか。1本又は2本ということはないですか。

(事業者 東京電力(株) 和田氏)

基本的に2本以上調査しています。それを用いて想定の断面図を作り基礎を配置したということです。

(後藤委員)

わかりました。また、地すべり地形を避けたというような図面が前回あったのですが、その図面の変更もこの後するのですか。

(事業者 東京電力(株) 和田氏)

ボーリング結果と地表踏査で見たものとは比較しまして、それで問題のない位置に鉄塔を決めておりますので、基本的に位置が変わることはないと考えております。

(後藤委員)

表現方法ですが、本当は地すべり地帯がたくさんあるにもかかわらず、ルートがその地すべり地帯を避けるような図面があり、非常に正確さに欠けている。No.5の質問に対しては、No.4と同様ということで、No.4を見ると図面の修正等の説明がないのですが、この辺の図面の修正等はされるのでしょうか。

(事業者 東京電力(株) 和田氏)

補正評価書の方では、地すべり地形の範囲については修正したいと考えております。

(後藤委員)

修正されるということでわかりました。

(坂本会長)

それでは湯本委員、小林委員、何かございますか。よろしいですか。それでは、甲府会場の委員の方の公開部分の意見については出尽くしたということで、次にWeb参加の方にお伺いしたいと思います。順番に御指名いたしますので、特になければ「特になし」とお答えください。まず工藤委員いかがでしょうか。

(工藤委員)

工藤です。私の方からは特にありません。

(坂本会長)

佐藤委員いかがですか。

(佐藤委員)

公開の方は特にありませんので非公開の方でお話したいと思います。

(坂本会長)

杉山委員いかがでしょうか。

(杉山委員)

前回御質問した中で、この表層の土壌が、1箇所当たり100㎡が8箇所あるため800㎡で、それは基礎を作る時に一時的にどこかに移動して、また埋め戻すということだったと思うのですが、これはどこに動かすのですか。その周辺に仮置きしておいて、工事後に戻すという意味でしょうか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)

100㎡につきましては、掘った土地の近くに仮保管し、ここに戻すという形で考えております。

(杉山委員)

ちなみに一時仮置きされている期間は、期間はどれぐらいなのですか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)

最大6ヶ月ぐらいと考えております。

(杉山委員)

それは基礎の周りに100㎡ぐらいだと、100㎡×1mぐらいで、基礎を設置するところの近傍に仮置きするというイメージですか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)

そうです。

(杉山委員)

動植物の委員の方にお聞きしたいのですが、それぐらいの範囲かつ期間であれば、周辺にはあまり影響しないというお考えでしょうか。

(坂本会長)

施工現場に設置する残土置き場のサイズは、何メートル×何メートルですか。何か湯本委員ございますか。施工現場の敷地内に、残土の仮置き場をつくるということですが、お願いします。

(湯本委員)

湯本です。その場に仮置き場を作るということは、何もせずそのまま放置しておいて、また戻すということなのでしょうか、質問です。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)

掘った土につきましては、トンパックという袋の中に保存して、面積が小さくなるような状態で保管することで考えております。

(坂本会長)

そういうことですか。杉山委員の御心配は、基礎の部分なので表土と違って外へ出したら風化したりして、何か悪いものが出てきて影響があるかもしれないという御心配でしょうか。

(杉山委員)

はい。それと仮置きの話は、今までほとんど出ていなかったと思うので、その期間が6ヶ月ぐらいということと、100㎡ということ、トン袋に入れて保管というと、1㎡ぐらいのサイズのものが100個ぐらい置かれるということですね。それで、それを6ヶ月置いて戻すということが、科学的なことというよりも、今度は動植物とかの関係で問題ないのかと、新たに疑問に思ったので質問しました。

(坂本会長)

事業者の方、その残土の6ヶ月の保管について、何か追加説明できることございますか。前回の説明でも委員の方から御質問があったのですが、その基礎の部分から掘り出した土について全然毒性とか考えられないのだったらそれでいいですよという話ではあったのですが、その

辺をチェックした上で、何か悪いことがあったら、さらに管理を強化することも考えられるのですが、いかがでしょうか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 五十嵐氏)

仮置きの保管場所につきましては、工事内の一角に保管するという形で考えておまして、その周りの影響に対して大きな影響はないというような考えではおります。

(坂本会長)

前回、掘削土の成分分析はしないという話でしたでしょうか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 五十嵐氏)

非公開の方で協議したいと思います。

(坂本会長)

わかりました。それでは、高木委員いかがでしょうか。

(高木委員)

高木です。私の方は、今までのところではございません。

(坂本会長)

それでは、御意見・御質問等出つくしましたので、この案件の公開部分については終了したいと思います。引き続きまして、希少動植物に関する審議、非公開の部分を始めたいと思います。大体30分を目処に考えております。そのあと、公開の審議を再開いたしますので、報道関係者及び傍聴人は一旦退室をお願いいたします。

<報道関係者及び傍聴者退室>

(坂本会長)

それでは非公開部分について審議を始めたいと思います。事業者から、希少動植物に関する部分についての追加の回答をお願いいたします。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 五十嵐氏)

すいません。先ほどの説明の中で、残土関係について説明を飛ばしてしまいまして、追加説明させていただいてよろしいですか。

(坂本会長)

はい。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 五十嵐氏)

公開の意見No. 42の「廃棄物・発生土」についての御説明です。本送電線の通過するルート地質は、比較的新しい新第三系の富士川群浜石岳層であり、これは海成堆積物で、砂岩・泥岩・礫岩が主体です。このような地質であることは事前のボーリング調査においても確認しております。一般的に自然由来の重金属を含む岩盤とは、火成岩の影響による熱水変質作用や鉱化作用を受け重金属が形成されたものを指しますが、本地盤はこれには相当しません。また、かつてこの周辺で鉱山として採掘された事実もありませんし、河川水から重金属が観測されている事実もありませんので、地表近くに重金属を含む地層はないものと考えられます。過去の事例を見ますと、トンネルなど地下深くから掘り出された土砂が対象となる場合がほとんどですが、送電線の場合、掘削は10m程度であり、実質的には風化層で、雨水等による化学変化は終了している地盤が対象です。これらの理由により土壌調査は不要と考えます、という追加の回答です。

御審議願います。

(坂本会長)

公開部分のところですが、残土のことについての追加回答について、改めて御説明がありました。杉山先生、それも含めてこの後、審議をお願いします。

それでは改めまして、非公開の部分について事業者から説明をお願いします。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

<報道関係者及び傍聴人入室>

(坂本会長)

お待たせいたしました。非公開の部分では、移植の話、希少両生類の話やクマタカの話等をいたしました。ここからは、公開の部分ですので、

全体を通して皆さんに御意見があれば伺いたいと思います。

後藤先生お願いします。

(後藤委員)

委員の後藤です。意見No.42で先ほど非公開部分で自然由来の重金属について、事業者から回答がありました。それについてよろしいでしょうか。ここでは、海成堆積物で砂岩、泥岩、礫岩のようなものは、重金属を含まない自然由来の重金属はないということですが、これは本当ですか。堆積岩でも海成堆積岩については、これまで論文等で多く公表されています。地質帯に含まれる黄鉄鉱の酸化とか、地質や水の成分に起因する、重金属の濃縮とか、堆積物中の濃縮した重金属の再移動とか、そういう理由で海成堆積物においても、日本の多くの場所で見つかっています。さらに今回は、10mぐらい深層基礎を掘るということで、表層の風化は数mですが、深い部分の新鮮な岩盤が出てくるので、そういった海成堆積物から自然由来の重金属が出ないという回答なのですが、その科学的な根拠を教えてくださいませんか。

(坂本会長)

それでは事業者の方、御回答をお願いします。

(事業者 東京電力(株)和田氏)

科学的な根拠ということですが、もし地表近くに有害物質があるのであれば、すでに水道水、それから河川等に、それなりの影響を私達は受けているものと思われるのですが、そういった事実がないということ。それから、近所の沢だとか、河川、これらが特に茶色く酸化作用を受けて、動植物が全然住めないような水になっているというようなこともないという事実がございますので、今回の場所については、そういった影響がないものと認識しております。

(後藤委員)

表層の風化層はそうかもしれませんが、N値50の新鮮な岩盤が10mの基礎の掘削で出てくるわけで、その部分の残土から出る可能性はないということですか。その根拠としては、ちょっと今よくわからなかったのですが。

(坂本会長)

いかがでしょうか。

(事業者 東京電力(株) 和田氏)

10m程度の開発が今までされていないかどうかということについては、私達もよくわかりませんが、当然、柱状図を見れば1枚ものの岩ということではなくて、やはり亀裂も入っていれば、所々風化部分が刺して、N値が若干落ちているというようなところもございますので、そういう意味では科学的な風化作用というのは、10m程度まではすでに終わっている、というふうに認識をしています。特にそのような重金属が出るようなところがあれば、すでに鉱山の採掘とかがされるようなこともあります。その様な実績もないということ踏まえて、今回総合的にそのように判断をしたということです。

(後藤委員)

事業者回答に対して何もコメントしなければ、これを承認したことになるので、今質問しているのですが、N値50の新鮮な岩盤があると。でも堆積岩ですからいろいろな砂岩、頁岩、雨畑の硯石みたいな非常に硬い岩盤もあるわけですね。このボーリング柱状図を見ていませんのでわかりませんが、こういった新鮮な岩盤の掘削が10m程度、地すべりで表層はかなり動いていると。深いところに滑り面が入っている可能性があるわけですね。そこから10m掘って残土に自然由来の重金属が全くない、という理由が、今のところこれだけでは不十分だと思うのですが、いかがでしょうか。

(坂本会長)

はい、わかりました。事業者の方、今の時点で回答ありますか。私の感じでは、素直に考えれば、分析してそれに合わせた管理をするということを考えていただければ、素直な発想だと思うのですが。それはまた、知事意見の中で考えたいと思いますが、今の時点で何か事業者側から考えはございますか。よろしいでしょうか。それでは知事意見に反映するような方向で考えていきたいと思えます。

事業者の皆様には、御質問に御回答いただきありがとうございました。ここで事業者の方の参加部分は終わり、ここからは、委員による知事意見素案の検討に入ります。事業者の皆様はここで退席されても結構です。また傍聴したい場合は、その場にお残りいただいても結構です。ただし、御発言はできかねますので御了承願います。必要に応じて御質問

することがあるかもしれませんが、そのときは御協力ということでお願いします。

ということで、事務局から前回の審議会の意見、今日の話をもとめまして知事意見を作るということについて、素案ができておりますので、御説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

それでは事務局から時間をいただきまして、知事意見素案について御説明させていただきます。

資料1-2、東清水線新設工事事業の評価書に係る知事意見素案を御覧ください。この素案は、前回の技術審議会の議論を踏まえて作成しております。なお、繰り返しとなりますが、関係する自治体である南部町からの意見はありませんでした。意見は8個あります。資料の見方ですが、左側に知事意見の素案、右側に前回の審議会でいただいた意見を記載してあります。

また、意見の後ろの数字は、事業者説明用資料1-2と1-4、意見整理票の意見No. となっております。それでは順番に説明させていただきます。

まず、No. 1「土地の安定性」の知事意見は、地すべり地形や急傾斜地等を避けてルートゾーンを選定したことがわかるよう、鉄塔位置・地すべり地形及び斜面の傾斜角等を記載したわかりやすいルートゾーン選定根拠資料を、補正評価書に追加をすること、になります。こちらは、ルート選定の根拠資料に鉄塔位置や、正確な地すべり地形などを重ねるなどして、わかりやすく正確な資料を作成していただきたい、などといった審議会の意見を踏まえ作成しました。

次にNo. 2「植物」の知事意見は、緑化場所ごとの具体的な緑化方法を、補正評価書に記載すること、です。こちらは、「実際の緑化の方法がわかるように」、「どこに何をどの程度植えるか」、といったより具体的な緑化方法を記載すべきという審議会の意見を踏まえて作成しました。

次にNo. 3の知事意見は、キバナノショウキランは、周辺環境が改変され、共生する地下菌類が変化すると生育ができなくなり、消滅が危惧されるため、専門家に確認した上で、必要な対応を検討すること、です。こちらは、キバナノショウキランの保全措置として、生育環境を改変しないため、保護柵の設置で対応する等としているところ、「工事により共生する地下の菌類が変化し、ランの消滅が危惧される」という審議会の意見を踏まえて作成しました。

次にNo. 4「猛禽類」の知事意見は、次の点に留意して、クマタカ的环境保全措置を再検討し、補正評価書に記載すること。①人工巣の効果、②ディスプレイフライト（求愛）の期間も考慮した工事の縮小、③工事中の影響を確認しながらのコンディショニングの実施、です。こちらは、「人工巣の成功例は少ないため、人工巣の必要性を示すこと」また、「工事期間の縮小を2月からとしているところ、求愛の期間を考慮すると、より早期からの配慮が必要であること」また、「監視員を配置したコンディショニングの必要性」を求める審議会の意見を踏まえ、作成しました。加えて、環境影響が生じた後に原因を調べても手遅れであり、評価書にはやるべきことはすべてやっていることがわかるよう記述すべきといった意見を踏まえ各保全措置の実施理由と、その想定される効果を丁寧に説明することと記載いたしました。

次にNo. 5「両生類」の知事意見は、生活史の異なる希少両生類が、事業区域内で確認されているため、生活史の違いを踏まえた環境保全措置を検討し、補正評価書に記載することです。こちらは、準備書手続き以降に新たに絶滅危惧種に指定された種について、その生活史を踏まえた当該希少種に対する保全措置の追加を求める審議会の意見を踏まえて作成しました。

次にNo. 6「植物・動物」の知事意見は、発生土量が少量でも、置き場によっては希少動植物に大きな影響を与える恐れがあるため、発生土置き場が動植物に与える影響について環境影響評価を行い、必要な環境保全措置について補正評価書に記載すること、です。こちらは、改変規模が小さく発生土が少量であるため発生土は環境影響評価項目に選定されていませんが、少量でも置き場によっては、動植物に大きな影響を与える可能性があるため、環境影響評価の実施を求める審議会の意見を踏まえて作成しました。

次にNo. 7「景観・風景」の知事意見は、鉄塔等の景観について、天候や季節の違いも考慮して、予測・評価した上で、十分な保全措置を検討し、補正評価書に記載することです。こちらは、例えば天候や季節による見え方の違いや、十分な保全措置がとられていることが分かる記載を求める審議会の意見を踏まえて作成しました。

最後にNo. 8「廃棄物・発生土」の知事意見は、地下深くに存在した土壌が掘削により地表に堀出されることで、酸化し有害物質が溶出しやすくなることがあるため、仮置開始時、工事終了時及び埋戻し前に分析を行い、適切な管理と処理を行うこと。また、発生土の再利用にあたっては、発生土の深度ごとの性状を考慮した、具体的な利用計画を補正評価

書に記載すること、です。こちらは、地下深くからの掘削土は、酸化されると土壤汚染物質が溶け出しやすくなるため、仮置き開始時だけでなく、埋戻し前にも土壤分析を行うべきとの意見や、再利用は深さの違いなどによる発生土の性状を考慮して行うべきといった審議会の意見を踏まえて作成しました。

以上、前回の審議会での審議に基づき、知事意見の素案を作成しておりますので、本日の事業者からの説明を踏まえ、素案の是非や追加、修正等に御審議いただきますようお願いいたします。

(坂本会長)

ありがとうございます。委員の方々、御意見・御質問等お願いいたします。まずは、甲府会場の方々、この知事意見素案について、表現、表現の修正、それから項目の追加も含めて御意見を申し上げます。

石井委員お願いします。

(石井委員)

とりあえず景観のところですけども、さっきの事業者の説明の時にも質問したことをもう少し具体的にに入れていただければと思います。例えばですが、「鉄塔等の景観について天候や季節の違いも考慮して」の次ぐらいに、「再現精度の高い資料によって予測評価した上で、十分な保全措置を検討し、補正評価書に客観的評価とあわせて記載すること」みたいな、少しそのような表現を足していただきたいというのがあります。

それから少し事務局の方に質問なのですが、散々、例えば田中委員とかから話が出ていた、もう少し根本的なところで、どのように回避等を検討したのかというのは、今回は入れないのですか。割と詳細の部分の話が多いような感じがするのですが、そこら辺について、今回はもう入れないのでしょうか。

(坂本会長)

今までの知事意見だと最初に全般の話があって、次に個別の話があるので、全般のところを作るのだったら、「それに関して言いたい、言えることがあります」ということです。

(事務局 中川課長)

事務局からですけども、具体的な知事意見にするという方針で作っ

ていて、全般的な事項というよりは、個別の事項で言い尽くせるような形でいきたいというふうに考えたものですから、今回のような形としました。

(坂本会長)

特に県として方針が変わったわけではないですよ。それでしたら全般のところを作っていた方がいいと思います。全般ということで、石井委員、もう1度お願いします。

(石井委員)

ルートを選定やどこに鉄塔を建てるのかといったところで、本当にそれが最善だったという説明が、まだ少し足りないと思いますので、そこら辺を入れていただければと思います。以上です。

(坂本会長)

はい。他の委員の方も個別のところでもいいですし、全般として記載して欲しいことがあれば、御意見を言ってください。甲府会場の方がいいですか。

後藤委員お願いします。

(後藤委員)

後藤です。1番の土地の安定性ですけども、知事意見素案ということでわかりやすいルートゾーンの云々というところで、こういう意見があって、例えば今、評価書の1-13には地すべり地形とか、急傾斜地とか植生自然度とかですね、なんかいろいろあって、特に地すべり地形を丸で囲んで避けている図があるのですが、これについて私は言っています。

地すべり地形は、皆さん御覧なったようにあらゆるところであって、これが単に点線で地すべり地形が示されています。これは余りにも恣意的で、この図を継続して使用すると議論が元に戻りますので、「こういった図は使ってはいけません」というように、はっきり書いた方がいいと思います。この1-13の図は、これは誰が見ても地すべり地形がここだけしかないと思ってしまいますので、この図は非常に恣意的な絵で、「これは断固、駄目ですよ」と言わないといけないと思います。そういう文脈になるようにお願いしたい。

それと8番の廃棄物・発生土なのですが、2行目に「地下深くに存在

した土壌」とあるのですが、ここは10m掘削の新鮮な岩のイメージですから、土壌というよりも、岩盤とかいう言葉の方が適切だと思います。風化して表層にあるのが土壌という意味で、これは「岩盤が」ということでいいと思います。または岩でもいいです。

それと、先ほど事業者回答のところで、2つその理由が述べられていて、1番が先ほどの意見整理表の公開部分の42ですが、「一般的には自然由来の重金属を含む岩盤とは、火成岩が熱水変質作用したもので、本地盤はこれには相当しません」というのが1つの理由なのですが、これについて海成堆積岩はいろんな例がもうすでに報告されていますので、この理由はちょっと該当しないと思います。2番目が、「トンネルのような深い場合に、有害物質が出てくる」という理由があるのですが、そういう理由でここに書かれていますので、知事意見のところでは、ここまで踏み込んで書いておられません。今、有害物質の定義はどの範囲を示すのでしょうか。

(事務局 中川課長)

これは土壌汚染対策法とかの溶出量基準とかが定められているような、自然重金属をイメージさせていただいております。

(後藤委員)

自然の重金属も当然入るわけですね。先ほどの42の事業者回答についての議論は、ここでもうまとまるわけですか。このまま、この審議が進めばこの審議会が承認したことになるのですか。この回答書に対して、何かもう少し知事意見で、書いて欲しいと思います。

(坂本会長)

事務局は文章がわかりましたか、わからなかったら、後藤委員は、後で具体的な文章を教えてあげてください。また、後藤委員、先ほどの事業者説明資料の地すべり地形の図はどうでしょうか。先ほど、地すべり地形の図が不適切との話をされていたので。

(後藤委員)

これはこれでいいですよ。地すべり地形が載っていますので。ただし、鉄塔34、35をもう少し拡大する必要があります。そうしないと、説明されている意味がよくわからないと思います。

(坂本会長)

わかりました。事務局に確認ですけれど、今回の知事意見が出てきた後、評価書を補正した補正評価書というものが出てくる、ということですのでいいのですよね。今の話はそれに反映されるということですね。はい、わかりました。

その他、いかがでしょうか。それでは、Webの委員で、工藤委員何かございますか。全般的事項も追加しますので、それについてでも結構です。

(工藤委員)

全般的事項について、私もあった方が良くと思いました。先ほどおっしゃっていただいたように、根本的なところで回避・最小化・代償についての考え方というか、しっかりそのような精神を踏まえて、やって欲しいということは書いていただきたいと思いました。

そして、4番の猛禽類のところですが、「①人工巢の効果」と書いてしまうと、人工巢も完全に認めたような形になってしまうと思われるので、あまりよくないのではないかと思います。それから書き方として、8番の廃棄物・発生土のところで、「仮置開始時、工事終了時及び埋め戻しに分析を行い適切な管理と処理」とあるのですが、「適切な」という書き方をしてしまうと、何の対応をしていただくのかが曖昧になってしまうので、知事意見では、「適切な」という言葉は使わないほうがいいのではないかと思います。あと、先ほども言ったのですけれども、環境保全措置のところで「回避できる」「移植できる」「最小化できる」というふうに断言した形で書くというのは、私は非常に抵抗があります。本当にそれは根拠があってその断言ができるのか、ということですね。その辺も書き方を全般的意見のところで、言っていただいた方がいいような気がします。余りにも読者に誤解を与えてしまうような気がしました。

(坂本会長)

その意見で、何か具体的な文案について事務局はわかりますか。必要でしたら工藤先生に聞いてみますがいかがでしょうか。はい、検討していただくということで、その趣旨で文案を検討していただきます。文案はまた送っていただけるのですよね。工藤先生、その時に表現をチェックいただけますか。

(工藤委員)

はい。

(坂本会長)

お願いします。引き続き、佐藤委員いかがですか。

(佐藤委員)

知事意見の動物の4番ですが、ここに3項目挙げていますけれども、冒頭に環境保全措置のということですから、やはり今回の事業については、回避ができないので、どうしてもその地域を通るということで、そうであれば、当然低減ということでしっかり配慮していただくということです。

1番の人工巣については、一番最後に順序を入れ替えて持ってきていただいて、これ代償ですので、代償をどのように説明するかというところが、先ほどの工藤委員の意見と同じで、効果は少し違うと思いますので、これはあくまでも代償措置として、万が一ということで備えるということなんだろうと思います。万が一ですから、その前にきちんと低減措置を、考えてやってください、ということです。その中に、工事中止期間をもう少し膨らませるとか、あとは馴化の仕組みをもうちょっと検討してください、ということが入ると思いますので、人工巣の効果というその文言は、あくまでも代償、という形で表現していただければと思います。

(坂本会長)

ありがとうございます。これについても文案を佐藤先生に見ていただきたいと思います。

(佐藤委員)

はい。

(坂本会長)

杉山先生、いかがですか。

(杉山委員)

先ほどから問題になっている8番のところですが、今回知事意見で、仮置開始時と工事終了時と埋め戻す前に分析を行うということと言っ

ていただけるということであれば、今の事業者回答だと「分析はしません」とのことだったのですが、こちらで分析をするということを書いていただけるとであれば、それで良いかなと思います。

あと、この知事意見の2行目で「酸化し、有害物質が溶出しやすくなること」というところで、「酸化するもしくはその酸性雨によってpH値が変わることで溶出しやすくなることがあるため」に、少し修正していただくと助かります、というのが一つ目。

もう一つが、利用をする残土の発生場所と量及び埋め戻す方法が、6ヶ月間、トン袋に入れて、埋め戻し場所のそばに置くということでしたので、そのあたりについても記載してください、ということをお願いしたいと思っています。

それと同時にこの6番の知事意見で、1 m³でも希少種、生態系に対する残土の影響評価が必要と、田中委員から意見が出ておりますので、こちらの方についても、今回、事業者から回答があったような残土の扱いをする場合に、こちらについても「どのような影響があるのか、影響がないのか」ということを記載していただきたいと思います。

(坂本会長)

事務局は表現とかについて、聞いておきたいことはありませんか。なければ、これもまた文案を委員の皆様で御検討いただきたいと思います。高木委員、何かございますか。

(高木委員)

私自身も事業者の文章を読みながら何となくもやもやとしていたのですが、先ほどの工藤委員のお話を聞いて、「そこに、もやもやしていたのだな」とよくわかりました。「少し書き方としてどうなの」というところがいくつかあり、それに対して知事意見で少し、「こういうところに気をつけて」と書いていただけることになりましたので、私もその知事意見の文章を見ながら、もう一度、考えさせていただきます。

(坂本会長)

事務局に確認ですが、今日出していただいた資料は、次の事業者の補正評価書にはついてくるのですか。はい、つまりは公になるということですね。また、非公開の審議部分についても、差し障りのない部分は公に書いていただいた方がよいと思うので、佐藤先生の意見でもそうだったのですけれど、やったことがわからないと、その後に確認した人にと

って役に立たないので、やったことがわかるような文書化をお願いしたいです。そのまま入れられるようなことだったらお願いして、そうでなければ、全般的意見なので、そのことを書いていただければと思います。

それでは、この案件については御意見が出尽くしたようですので、終わりにしたいと思います。本案件の評価書については、審議会としての審議は今日が最後です。そして、評価書に対する知事意見の素案についても、本日の時点で大枠として御了解いただけたものとさせていただきます。この件につきましては、評価書について集まって審議するというのは、今回が最後になりますので、今後については判断が必要な部分がありましたら会長に御一任を願います。よろしく願います。

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます、本件については以上といたします。3時15分ぐらいですけど、これで議題1は終わります、議題2にしますが休憩は10分程度ということで3時25分から、議題に入りたいと思います。10分弱の休憩とさせていただきます。

議題2 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る中間報告書について (坂本会長)

それでは、審議会を再開したいと思います。

議題2に入ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

大気質水質保全課の樋川でございます。資料に基づき御説明させていただきます。「資料2 事業概要と中間報告書手続について」を御覧ください。今回中間報告書手続きの対象となる事業は、都市計画道路甲府外郭環状道路東区間です。事業者は、7kmが山梨県、2kmが国土交通省関東地方整備局となっております。環境影響評価法第二種事業、「一般国道の改築」に該当します。関係地域は甲府市と笛吹市となります。

中間報告書手続は、工事中の環境保全措置の実施状況や、環境調査の結果等を取りまとめ、その内容について、県民及び知事等から意見を聞き、以後の事業に反映させることを目的とした手続きとなります。なお、この中間報告書手続は、環境影響評価法には規定がなく、県の条例に基づく手続きとなります。この環状道路東区間では、工事の進捗に合わせて3回の中間報告書手続が予定されておりますが、今回はその第1回目となります。手続きの流れはページ下の図の通りとなっております。④

の事業者からの意見概要書提出から90日以内に、⑤の知事意見を送付することとなり、今回の審議会はその知事意見前の技術審議会になります。

裏面を御覧ください。本件手続きに係るスケジュールとなります。評価書手続きは平成25年度に終了しました。令和4年3月1日には、事業者による中間報告書の公告・縦覧が開始されており、ここには記載がありませんが、委員の皆様にお声掛けさせていただき、4月22日に現地視察を実施させていただきました。そして、7月8日に事業者から意見概要書が送付されましたので、そこから数えて90日以内、10月6日までに知事意見を事業者に通知することとなります。これから事業者より中間報告書の説明や現地視察で質問をいただいた事項についての回答等がございますので、その説明を踏まえ、中間報告書について環境保全の見地から御審議をいただきます。今後の進め方ですが、現在、関係する2つの市に意見照会を行っている最中です。次回の審議会では、今回の審議会で出された意見や、関係する甲府市・笛吹市等の意見を集約し作成した知事意見素案について御審議いただくことを考えており、9月の上旬を予定しております。

(坂本会長)

ありがとうございました。都市計画道路甲府外郭環状道路東区間、可能な皆様に視察をいただきました事業についてです。ただいま事務局から事業の概要と手続きの経緯について御説明がありました。それでは、事業者から、中間報告書の内容について説明をお願いいたします。都市計画ですから山梨県の方ですね。お願いします。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

事業者の新環状道路建設事務所の岩堀と申します。当審議会の開催にあたりまして、まず、建設課課長の森から御挨拶させていただきます。

(事業者 新環状道路建設事務所 森課長)

県土整備部新環状道路建設事務所の森と申します。本日は、議題にあります都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価中間報告書の技術審議会ということでよろしくをお願いいたします。この後、調査を行ったコンサルタントより、中間報告書の概要を説明し、そのあと、事業者となります県から4月22日に実施いたしました現地視察の際の質疑について、御回答させていただければと思います。

審議に入ります前に、職員の御紹介をさせていただければと思います。まず、県土整備部の道路整備課の沼尾補佐になります。それから菊島リーダーであります。高野主任になります。それから新環状道路建設事務所の大寄リーダーになります。それから今説明しました岩堀になります。それから調査を実施いたしましたコンサルタントの、株式会社長大の津田さんになります。それから茂木さんになります。

それでは、早速ですけれども、コンサルタントより、調査の概要説明をさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

それでは事業者側から中間報告書の概要について説明させていただきます。それでは始めさせていただきます。

(事業者 (株)長大 津田氏)

株式会社長大の津田と申します。これから概要説明をお手元に配付している資料を元に説明させていただきたいと思います。

まず、1枚目をめくっていただきますと、これが資料の全体構成内容になっております。「新山梨環状道路の概要」、「中間報告書その1の範囲」、「環境影響評価に係る事後調査対象項目」、「事後調査結果及び環境保全措置の実施状況」、本日はここの部分を主に説明させていただこうと思います。次に、「部分共用による影響評価の程度及び環境保全措置の必要性」、最後になりますが、「道路構造の変更による環境影響の程度及び環境保全措置の必要性」、以上について簡単でございますが説明させていただきます。

2ページ目ですけれども、新山梨環状道路の概要となっています。赤の四角で囲ってある区間が、現在事業中の県の施工区間7.1kmとなっています。

次に3ページ目ですけれども、ここでは、環境影響評価を行った山梨県の東部区間、それと国土交通省が管理する北部区間の一部、これらを全部含めて東区間と評価書では言っております。実際の道路管理事業で言うと、東部区間はあくまで約7kmで、東区間の北側に、この表にあります北部区間の約2kmが含まれます。ですから、今回の中間報告の対象というのは、東部区間の中でも1期区間にしています西下条から落合西の区間となります。

4ページ目ですけれども、この図が今説明の今回対象の区間を示しております。

次のページに、中間報告書工事中その1の対象範囲を示しています。そして、左下に東部区間1期の1.6 km、主に盛土構造というような説明になっています。

次に6ページ目になりますが、今回中間報告書その1の中で、事後調査とモニタリング調査という表現で記載した調査が出てきます。この中で事後調査というのは、工事実施前、工事中に評価書に記載された環境配慮事項、各予測評価項目での環境保全措置の実施状況、実施するとした環境保全措置、これらを事後調査と表現しています。しかし、資料下にモニタリング調査とありますが、これは評価書の中では、特に今回の1期区間では、予測対象とした例えば騒音や振動の予測、建設機械の稼働等の予測の地点がありません。ですから、評価書で予測評価した地点を選定すると、1期区間については選定されないことになってしまいます。ただ、一部住居が近接して位置しているということで、評価書の中で取り上げた、住居に近い建設機械の稼働と、その項目と同種の工種を実施して、保全対象が立地する工事で、事業者で環境配慮を目的とした環境測定を実施しております。これらについても、中間報告書の中で、モニタリング調査と表現をして記載しております。

次に7ページが、事後調査の項目で、環境保全措置の内容の一部見直しや追加項目についても記載しています。内容については、評価書の中で検討するとしていた法面の緑化について、事業者の方で独自に事業における法面緑化基準を策定しております。これの内容、そして緑化基準に基づいた施工の状況、これを中間報告書の中で記載しております。次に、これも評価書の中で記載している事項になりますが、建設発生土の受け入れ基準、盛土区間が長いもので、建設発生土を事業地内ではなくて、他所から受け入れる場合には安全の確保された土壌の搬入について、土壌の重金属等の化学性状分析、物理性状分析、これら規定した基準を設け運用していくことにしており、その内容について整理しています。次に、軟弱地盤対策ですけれども、評価書では詳細な検討を事業の中で必要に応じて行うと記載しており、これについても報告書の中で触れております。事後調査を行った項目です。予測評価を実施した13項目、そしてモニタリング調査の4項目これらについて、中間報告書を第5章の中で触れております。

次に8ページ目、事後調査結果及び環境保全措置の実施状況になります。調査結果につきましては、まず大気質、騒音等の環境要素ごとに、環境要因ごと工事着手前、工事中での環境保全措置の実施状況となっています。これに対する対応状況が、環境保全措置の実施状況であります。

現地調査、測定実施を行い、これらの調査結果から、環境保全措置について再検討の必要性の有無とその検討内容、これを中間報告書の本編の中では、A3横の表で整理をしております。今回の中間報告書では、環境保全措置の再検討結果は、「工事着手前の動物移動経路に関連する動物、生態系」、「盛土法面等の緑化に関連する動物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場」が該当します。

9ページになりますけれども、1期区間で実施した環境保全措置等の主な実施箇所の概略図になります。図面の右斜め上の方になります。これが高架橋のジョイント部の検討。黄色が地盤改良を行った場所。青色が景観の色彩検討を行った箇所。緑色が法面緑化の検討箇所。水色が地下水水質の測定箇所。黒枠ですけれども、図面右上、北のほうになりますが、ここは住居が近接しているところなので、建設機械の稼働等、工事用車両の運行での、大気質、騒音、振動、低周波音等を対象にした測定を行っています。道路上に見える赤い線は、盛土材等の運搬に使用した工場車両の運行ルートを示しております。基本的には堤防道路を使用することとして、ルートを分散しております。

10ページ目から、環境要素ごとの説明になります。まずは大気質になります。大気質の環境保全措置の実施状況です。対象とした物質は二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等、この3物質が対象になります。なお、粉じん等の測定物質については、降下ばいじんが対象となります。環境保全措置の実施状況については、環境対策型の建設機械の使用、工事中の適宜散水、工事用車両の運行計画の配慮等となっております。実施状況については、工事实施の仕様書、工事施工会社からの聞き取りを含む報告、これを基に、実施されていることを確認しております。

次に、11ページ目、環境保全措置の実施例です。先ほどの仕様書の記載例になります。仕様書の中に、評価書に記載されている環境配慮事項、環境保全措置を特記仕様書として添付した上で、環境配慮事項のうち工事の実施、環境保全措置のうち環境要素大気質、騒音、振動、低周波、廃棄物等について、「実施することが可能な事項について、積極的に取り組む」というような記載をしており、12ページ目もその例になります。これは評価書に記載されている環境保全措置の項目、内容と具体例です。

次に13ページ目。これも12ページ目の続きになります。評価書で行うとした環境保全措置について、工事特記の中で努めると記載をしています。

次に14ページ目です。実際の工事での状況の実施例になります。左

上が散水状況、その下に環境対策型の建設機械の使用、右上から泥落とし場設置、防塵シートをつけている状況、速度遵守の看板設置などがなされております。

次に15ページ目になります。これが建設機械の稼働、工事用車両の運行、それぞれについて、降下ばいじん量と、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を測定しております。建設機械の稼働については評価書で予測地点がないので、これは事業者独自の保全に配慮した調査の位置付けでのモニタリング調査としております。調査結果ですけれども、橋梁工事、盛り土工事、これを対象に各地点1回実施しております、目標とした参考値の10 t/km²/月を下回る結果となりました。以上から追加の環境保全措置は必要ないとしています。次に、二酸化窒素、浮遊粒子状物質についても、橋梁工事、盛り土工事の各1回を実施しています。これは同一地点になります。両物質とも参考値（環境基準）との比較を行っており、下回る結果となっています。ですから、追加の環境保全措置は必要ないとしています。次に工事用車両の運行についてです。事後調査の位置付けになりますけれども、評価書と同じ地点で降下ばいじん量、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を測定しています。評価書における予測地点で一番多く工事用車両が運行した際の調査を、基本的に4季調査ということで4回やっております。降下ばいじん量については、予測値を上回っておりますが、上記の降下ばいじん量の参考値と同じく、参考値を下回っております。よって、追加の環境保全措置は必要ないとしています。測定時、運行ルートの一部に未舗装区間がありましたが、現在では、未舗装区間を舗装化しております。二酸化窒素と浮遊粒子状物質は、予測値を下回って、なおかつ、参考値を下回っています。ですから、追加の環境保全措置は必要ないとしています。

次に、16ページが実際の建設機械稼働の測定状況になります。実際、橋梁基礎工を施工している時に、周辺住居の間に防音壁を設けて囲って、大気質と、外側で騒音、振動、低周波音の調査をしている状況になります。

17ページ目が、工事用車両の運行に関しての測定状況になります。濁川の堤防道路を工事用道路として運行しております。測定機器を工事用道路の周辺に設置して、下の写真にあるように、観測当時は、未舗装区間が続いていましたが、現在は舗装済みとなっています。

次に18ページは騒音になります。環境保全措置の実施状況ですけれども、完成時に騒音を低減させるための高架道路のジョイント部の構造の工夫、これを工事着手前に実施することとしています。実施状況です

けれども、実際に詳細設計における比較検討を行って、静粛性も考慮した上で、ジョイント部の伸縮装置を決定しております。次に、建設機械の稼働そして工事用車両の運行、これについては大気質と同様でございます。また、下から2行目の仮囲いの設置については、3 m及び2階住居の近接箇所では5 mの防音パネルを設置しています。

19ページが、その設置状況になります。防音壁3 mの上に、住居前は2 mの板を立てるところもあります。右側の写真は住民の方の要請で、パネルを透光タイプにする工夫をしています。

20ページが、騒音の現地調査、測定結果になります。建設機械の稼働については騒音レベル(L5)の測定は、橋梁の工事2箇所と盛土工事1箇所の各地点で1回実施しております。結果として規制基準を1箇所、1時間帯で上回っています。ただし1時間帯の10分間値が超過したのみで、それ以外は、超過の傾向は見られておりません。防音パネルの設置等、作業時の配慮で、基準超過はないものと考えられます。工事用車両の運行は、予測値と、目標値とした環境基準を下回っております。

21ページ目が実際の調査をした位置と1時間帯で超えた数値です。規制基準は75 dBになりますけれども、それを一回超えています。それ以降は特定建設作業の国の基準、85 dB、県の基準75 dBともを下回るような結果となっております。

22ページが振動でございます。振動における環境保全措置である建設機械の稼働と工事用車両の運行は、基本的に大気質、騒音と同様の措置となります。

次が23ページになります。振動につきましては、現地調査、測定結果について、建設機械の稼働と工事用車両の運行とも、それぞれ規制基準を下回っております。モニタリング調査の場合は、評価書で予測していないので評価書との比較ができない結果になります。次に、工事用車両については規制基準を下回った上で、追加の環境保全措置は必要ない、現況の交通量が予測値に比べて多いという結果になっております。

24ページ目、これが低周波音になります。建設機械の稼働については、実際に工事着手前に、低騒音型の建設機械の導入を検討します。これは、工事特記仕様書において積極的に取り組むこと、と記載をしております。次に現地調査、測定結果ですけれども、建設機械の稼働時に、住居の近傍で低周波音を橋梁工事2箇所、盛土工事1箇所、先ほどの騒音と振動と同じですけれども測定をしております。目標値としては参考値92 dBを下回っております。苦情発生の把握についても、低周波に係る苦情は寄せられておりません。

(坂本会長)

途中ですいませんけど、時間に限りがあって、手短にお願いします。

(事業者 (株)長大 津田氏)

地下水については、基礎工に係る地下水位低下を防ぐための工法選定をしてのモニタリング調査になります。実際に矢板工法を採用して、既存井戸で地下水位を監視しながらの施工を実施しております。

26ページ目、これが地下水位の測定地点と計測状況になります。

27ページ目ですけれども、これが約5年間の計測の記録になります。地下水井戸の地下水の変動でございます。一番上に黒線で、実際の工事の時期等がわかるようにしております。夏期に農業用水の利用が多く、秋期から冬期にかけて水位の低下はありません。毎年同じような動きをしていて、工事の前後でも変動はありません。ですから地下水の低下が現在まで見られていません。

28ページ目が、地形・地質。軟弱地盤対策を行っております。軟弱地盤対策を行った上に盛土を作るので、周辺地盤の変位の調査を6地点で実施しております。29ページ目が、その実施状況であり、30ページ目が、観測の状況です。31ページ目が実際の測定の断面と変動になります。赤で強調しているところが、実際に盛土を施工していったところです。その前後を見てみても、特に大きな変動がありません。

次に、32ページ目になります。日照障害については、将来、構造物ができたときのために、現況の天空図を作成しております。

33ページ目にイメージをつけていますが、橋梁区間で天空写真を作成します。それに冬至日の天空軌道を設けた現況天空図を作成しております。供用時に、同じ地点で同じ天空写真を撮ったときに、完成後の日照時間と予測・評価結果とが対比できます。

34ページ目、これが動物になります。動物調査は工事着手前に、1年間実施しております。同じく、猛禽類に配慮した工事の必要性検討のため、繁殖期1回ですが猛禽類調査を実施しております。動物移動経路の具体的な構造等を決定していくために、4季1回、ボックスカルバート等をどのように設置するかという検討のための調査を実施しております。

35ページ目が、その検討結果になりますけれども、実際にボックスカルバート内に、小動物が利用する側溝を設置する計画として、現在複数設置されているところでございます。

36 ページ目、これが環境保全措置の実施状況です。工事施工ヤード及び工事用道路の計画路線内利用、工事受注者への講習・指導等ありまして実際に適切に実施されております。

次のページが、重要種であるシマヘビの環境保全措置の実施例ということで、工事関係者に配布され、従事者に講習・指導がなされています。

38 ページ目は植物でございます。植物も工事着手前に、1年間の調査を実施しております。ミクリ等、重要種が確認されておりますけれども、生育地の改変はなく、事業の実施による影響はほとんどないということから、環境保全措置の追加の必要性はないと考えております。

次が39 ページ目になります。これは生態系ですけれども、「景観、動物、人と触れ合い活動の場」と共通になります。これは法面等の地表改変部の植栽、それをするために生態系に配慮した法面緑化の検討です。どういうふうに法面を緑化していくかについて、景観や生態系に配慮した法面緑化の基本方針、緑化目標等を設定して、緑化基準を作成しております。この基準では2つ、「外来牧草類を用いた早期緑化」と「法面安定を図って周辺植生の侵入による在来草本への自然遷移」を基本としております。移動経路は動物に同じでございます。

40 ページ目が、生態系ですけれども、作成した法面緑化基準に基づいて、現在法面の植栽が行われております。その植栽をされた箇所についての追跡調査になります。令和2年施工箇所と令和3年施工箇所ですけれども、それぞれ緑化目標に向かって推移していると考えられる途中でございます。これは複数年行うので、継続して追跡調査を実施する予定となっております。

42 ページ目が環境保全実施例ということですが、左側が小曲の盛土の法面になります。右が植栽をしたイワダレソウ、これは、根付けば在来の植物等の侵入が期待される区間です。

43 ページ目ですけれども、これが景観、人と自然との触れ合いの活動の場と同様の内容でございます。内容としては、構造物及び道路附属物の形式、デザイン、色彩の検討を行うものです。実施した状況については、景観に配慮した道路の設計方針について、景観アドバイザー会議の指導・助言を得て検討しました。5回にわたって、景観アドバイザー会議の指導・助言を得て検討しております。その代表内容を記載しております。

44 ページからが、景観アドバイザー会議で、指導助言を受けた内容になります。45 ページ、46 ページ、47 ページが稲池大橋。47 ページ、これが桁の側面及び内側。48 ページ目が、盛土構造の法尻の内

容。49ページ目が、盛土構造の法尻ブロック張と立入防止柵、この組み合わせと色の御指摘でございます。50ページ目が、道路附属物の色彩の検討と検討結果になります。51ページ目が実際の設置の状況になります。

次に52ページ目になりますけれども、廃棄物等になります。環境保全措置の実施内容は、再資源化施設への搬出と、それが適切に行われているかと、もう一つは安全性の確保された発生土の利用がなされているか。上の部分につきましては、54ページに、環境保全措置の実施例として、マニフェストで管理している内容、コンクリートがらになりますけれども、これを事例として掲載しております。次に、安全性の確保された発生土の利用については、本事業の中で、建設発生土の受け入れに際して重金属と対象の化学性状分析、土質試験等の物理性状に係る建設発生土の受入基準を策定しております。その策定した受入基準を運用した建設発生土の受け入れを実施している。

55ページ目が、この事業で作った建設発生土の受入基準の概要になります。56、57ページ目が、実際の運用状況になりますけれども、重金属等の化学性状分析の結果でございます。基準値を下回るものについてのみ受け入れることとしています。

57ページ目が本編でも触れていますけれども、灯第二トンネルでの分析結果になります。これは化学性状分析と物理性状の試験結果になります。灯の事業においては、独自に重金属等の8物質すべてを分析して、健全土であるということが確認されております。

次(58ページ)が水質でございます。水質については、工事中の濁水を処理して蛭沢川に流すということで、蛭沢川を対象にした浮遊物質、水素イオン濃度、流量を測定しております。これは工事前と工事中において実施してございまして、59ページにその採水地点と、調査時期と、調査結果を記載しております。工事前と工事後の同じ月の状況を見てもそれほど大きな変動はないため、工事中は河川の水質等に大きな変動はなかったと考えております。

以上が5章の評価書に記載した予測評価項目、あとは事業者が独自に行ったモニタリング調査等の結果の概要になります。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

これで公開審議の内容については、以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

(坂本会長)

60ページ以下は省略で大丈夫ですか。それとも60ページ以降は非公開の部分なのでしょうか。部分供用によるところとか、省略でよろしいですか。

(事業者 (株)長大 津田氏)

すいません。簡単に説明させていただきます。部分供用による負担軽減の程度及び環境保全措置の必要性としまして、評価書では全区間の全線供用での予測評価でございました。今回、暫定部分供用で、2車線の部分供用及び1期区間のみの部分供用ということで、環境影響の程度と環境保全措置の必要性について検討しております。下が、完成時と暫定時の断面図と、交通量になります。赤で示しているのが、暫定時、今回の供用区間での断面図です。

61ページ目ですけれども、影響の程度については、4車線供用時の予測結果と比べて低くなるから、環境保全措置の変更はありません。

62ページ目ですけれども、これが比較検証のために、騒音を代表にして完成形と暫定形での予測騒音レベルの比較結果になります。内回り側、外回り側とも、2～3dBの減少になるから、今回の部分供用での環境影響の程度が小さいため追加の保全措置等は必要ないと考えております。

63ページになります。評価書が提出されてから事業を開始しておりますけれども、事業着手後に道路構造の変更がありました。区間は2期区間でございます。評価書の中で、中間報告、完了報告、それらの中でその検討経緯、環境影響の程度と環境保全措置等の必要性について記載するとしております。今回も2期区間が主となるのですけれども、当初の盛土構造区間が、高架構造へ変更したということで環境影響の程度と、新たな環境保全措置の必要性はないか、ということを検討しております。その検討結果を中間報告書の中に入れております。実際に、影響がありそうだということで、詳細な予測評価をした項目が、下の表の赤字になります。騒音、振動、日照、動物、植物、生態系等、その影響の程度の重さに違いはあるのですが、これらについて詳細な予測、評価の検討を行っています。

64ページ目が、実際の環境影響の程度及び環境保全措置の必要性です。詳細な検討を加えた結果、以下の2項目について、新たな追加措置が必要ということで、その環境保全措置の主な内容を記載しております。日照については、日陰時間が5時間を超える地点が新たに見られるよう

になります。実際、供用後に5時間を超えると認められる場合には、日陰により生ずる損害等に係る費用負担の補償基準に基づいて適切に対処します。次に動物については、2期区間の一部で、カヤネズミ、哺乳類の重要種になりますけれども、この生息地が一部改変する可能性があります。ですから、工事の際に、新たに留意する必要があるという内容です。これらが、構造変更に伴う新たな環境保全措置の追加として、結論としております。

後は、地域への対応状況等になりますので、ここでは割愛させていただきます。以上でございます。

(坂本会長)

公開部分の説明がありました。視察についての回答の部分はどうですか。はい。お願いします。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

それでは、私の方から4月22日の現地視察の際に、その場でお答えができなかった内容がいくつかあったため、それらに対して、説明させていただければと思います。これ(2ページ)が目次になります。

(3ページ)まず、東部区間では、地盤改良をやっておりまして、「その費用はどれぐらいするのか」というような質問がありました。東部区間では、パワーブレンダー工法という工法を選定しております。スラリー上に、現地の土と改良材を混ぜて、固めるというような工法で、大体1㎡当たり4,000円~5,000円相当の費用です。人工と機械賃料、改良代と特許料を含む値段になっております。こちらもボーリング試験等の結果によってどれぐらいの深さまで改良するかを決めているのですが、概ね5m~10mの深い位置まで改良をしているというような状況になります。これ(4ページ)が中央道北側の地盤改良範囲になりまして、少しわかりづらくて申しわけないのですが、この赤い枠で囲んでいる、いわゆる盛土の法先部分に地盤改良を実施しています。

(5ページ)続きましては、いだし側溝です。こちらが先ほどもありましたが、動物保護のための側溝で、「こちらの材料費はどれぐらいか」と質問がありました。こちら1本2mのものが大体4万円でして、こちらの製品は全国小動物保護側溝研究会というところから考案された製品のようなのです。

(6ページ)続きまして、小曲高架橋の排水装置についてです。現地で橋梁の排水装置が気になる、との御指摘がありまして、コンサルに設

計思想を確認したところ、資料の左下に「全景」というのがありますが、こちらを見ていただくとわかるように、この場所はインターにおけるための車線と本線部分の4線で、計6線分の幅員があり、集水面積が非常に大きな橋梁です。その関係で、配水管の数が、他の橋梁に比べて多くなっています。そのため、景観的には少し気になるようなものになってしまっています。

(7ページ) 続きまして、穂池大橋の落下物防止柵の設置範囲についてです。NEXCOで設計要領がありまして、そちらを準拠するような形で、設置の範囲というものを決めております。慣性の法則というものがありますので、基本的に車が前に進んでいる場合は、物を投げた場合に、斜め前の方に飛んでいくということで、手前側に余分に柵を設置することが必要です。逆に、交差点を過ぎてしまえば、意図的に後ろに投げない限りは、交差点部に物が落ちないため、ちょうど交差点が過ぎた付近の部分までを設置範囲としています。

(8ページ) 続きまして地下水関係です。こちらは現地視察で、既設のポンプ施設を見ていただいたと思うのですが、我々はここで、工事中の約5年間継続して地下水のモニタリング調査しておりまして、この写真以外にも計4箇所測定しています。そのなかで、「付近の静水位はどれぐらいか」との質問がありました。この右の図に4地点の静水位を赤枠で書いており、大体GLから-0.3から-0.7という、非常に浅い位置にあります。

次に「井戸の測定深度はどれぐらいか」という話がありました。こちらに関しても、青枠で書いておりまして、大体-20m~-50mの範囲まで測れるというような状況です。

(9ページ) あとはこの地域、「小曲地区の地下水はどういうものなのか」という質問です。文献を確認したところ、この地域はこちらの図にあるように、荒川と笛吹川に挟まれた被圧地下水が豊富な地域ということです。出典は『日本水理地質図30』から抜粋させていただいております。

(10ページ) 次に、「この地域の水源はどこから来ているのか」というところです。こちら先ほどの文献と同じものになるのですが、基本的には御坂山系から流れてくる水が供給源です。

(11ページ) 最後に、「環状道路の建設に伴う地下水の影響はどうか」という質問に対してです。先ほどの説明のとおり、この地域は被圧地下水であり、また、地下水が地下数十mよりも深い位置にあり、モニタリングの調査結果から水位変動や水質の変化がないということ

から、環状道路の計画に伴う地下水への阻害は、考えにくいと考えております。

現地視察に関する回答は以上となります。ありがとうございました。

(坂本会長)

ありがとうございました。現地視察の質疑に関する回答も含めて、公開部分の説明をいただきました。これから質疑応答に入ります。

まずは、この甲府会場の方で御質問、御意見ございますか。

石井委員をお願いします。

(石井委員)

石井です。幾つかあり、ちょうど地下水の話が最後だったので、そこから聞きたいと思います。

被圧地下水の話は結構興味深いと思ったのですが、そうすると、こちらの中間報告書で示している地下水位というのは、圧がかかった地下水を測っているという理解でいいのですか。もし、そうだとすると、不透水層より上の部分の水は、どのような状態だったのか。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

モニタリングをしているのは、圧がかかった水になると思います。なので、静水圧の部分は、現状で定期的な測定をほとんど実施していません。

(石井委員)

それですと、どちらかという、圧がかかっていない方が重要だと思うのですが、その測定は今後どうされるつもりですか。別の資料で調べたことがあるのですが、地下水標高とかがあって、どこの資料だったか今すぐ思い出せないですけど、それからすると大津町のあたりで、確か1、2mです。以前、昭和町常永地区の土地区画整理事業で調整池を作るにあたり、プールのような構造の調整池を作ると地下水位が高いため浮いてしまうという話があったと思います。その静水位でも高いのではないかと思うのですが、そのあたりは確認されているのですか。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

ボーリング調査などで、柱状図等に静水位のオーダーが書かれているのですが、確かにGLから1mとか2mの、浅いところにあるというの

は、ボーリング結果から確認されています。

(石井委員)

そうですね。そのような話はいつもお伺いしているので。それでしたら、そのデータもないとうまくないのではとないかと思えます。そのデータを付け加えられた方がいいのではと思いました。

地下水の話はそこまで、次に景観です。すでに作ってしまったものは、もう仕方がないのですが、事業者説明資料2の45、46のところで、フェイスラインの話が出ています。当然現地でも言ったのですが、「通っている」と言いながら通っていないので、もう少し、もし次やるときには、例えば、最終的な設計のところで、きちんと合わせてみる等をやって、もう少しはっきり通っているように見えるほうがいいです。

それから、先ほど現地調査のところで、これも2点ですけど排水装置の絵がありますよね。6ページのところ。これを見たときに、左から最終的に4本のパイプで水を落としている割には、最後の縦引きのパイプが細いような気がします。何かおかしい感じがするので、先ほどの説明どおりだとすると、何か最終的な縦引きは、もうちょっと太くないと話が合わないと思うのですよね。そういう感想です。

それから次の、落下物防止柵は、「どうしてないのですか」というのと同時に、見かけ上の問題で、確か前方の方は、「ぶつつ」と突然切れているような形状だったような気がしたので、それはその始まりのところと同じように、少しすりつけるような形にした方がいいのではないですか、という話をしたと思うので、単に基準的にどうのという話ではなかったと思います。よろしくお願いします。

(坂本会長)

少し補足ですけど、被圧地下水があって、その上に不圧というものもあるはずなので、それも考えてくださいとの話でした。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

わかりました。

(坂本会長)

それから、さっきの道路と排水の話は、また確認してください。多分、雨量の設定もあると思うので、どのくらいの量を設定していくかという話も含めてだと思えます。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)
わかりました。

(坂本会長)
甲府会場の方、他いかがですか。
後藤委員お願いします。

(後藤委員)
後藤です。地下水のところですが、この資料の27ページにグラフがありますが、1号、2号、3号の井戸の場所については、現地視察の資料の8ページに位置があります。この1号、2号、3号の井戸のグラフが小さくてよく見えないのですが、この水位はどこの水位を測っているのですか。

水位が0 mから、ずっとばらついていきます。各年、1回以上ばらついていきます。これは、下がっているのですか。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)
ちょうど耕作期の時に、ここのポンプは畑灌へ水を送水するような施設でして、畑耕作するような時期になると、地下水をくみ上げるので、グラフが下がります。

(後藤委員)
それで、被圧地下水って、どこの被圧地下水を測っておられるのですか。測る位置がわからない。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)
1号井戸であれば、このパワーポイントで、ここ（現地視察の回答資料のp8）の右にポンプの概要がありまして、1号井戸であれば、GLから-47 mの位置に水位計が設置されていますので、そこから、水位を測っているという状況になります。

(後藤委員)
1号がGL-47.529 mの場所で測っていると。2号が49 m、3号は28 m、観測井戸のGLは20 m。わかりました。そうすると、自噴はしていないのですか。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

この地域は農閑期になりますと、自噴したりします。

(後藤委員)

工事場所は、年間を通して自噴すると思うのですが、被圧地下水が0mよりも上がってないですね。どこを測っているのか、とまず思いましたので。自噴しますよね。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

はい。パワーポイントの26ページの真ん中の写真がちょうど自噴している時の写真になるのですが、多分このグラフ(27ページ)が少し見にくいのですが、0mより若干プラスの方向に数字は出ているので、ここは自噴していると思います。

(坂本会長)

多分、自噴の水圧は計らないだろうと思います。ですから、被圧の部分については「出ている」で終わりです。

(後藤委員)

わかりました。被圧について、この下がっているのは、水田等で皆さん水を引くわけですね。影響は、被圧水はないということですね。被圧された層の難透水層の上の地表までの水位は、わからないということですね。その情報があればいいということですね。わかりました。

あと、周りの変位なのですが、地盤沈下の鉛直と水平方向の変位のグラフがありました。その計測の場所は、どこで測られたのですか。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

設置位置なのですが、この30ページの右側に示しておりまして、盛土の中と、あとは法尻付近に観測の沈下板や変位杭というものを設置しておりまして、それを定期的に観測しています。

(後藤委員)

具体的に定点1、2、3、4は、どの場所なのでしょう。1、2、3、4とナンバリングがグラフにあります。31ページの左に表があって、「定点1は改良範囲内の東側端部」と文字があるのですが、具体

的な場所がわからない。また、表の下にも定点1、2、3とあるのですが、同じ定点1が2つあって、場所がよくわからない。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

ここの測定位置に関しての表現は、この変位杭のところの場所を指しています、法尻から離れた部分です。

(後藤委員)

はいわかりました。そうすると、定点4は法尻に近いということですよ。そうすると、鉛直変位を見ますと、沈下してまた隆起するような傾向がありますので、その理由は考察されておられるのか。沈下して隆起している。水平変位もXYはどちらの向きかも、よくわからないのですが、隆起に対して、水平変位と一緒に動くタイミングが合っているようなグラフもあるのですが、要はこういった地盤の動きは、施工に伴う変位と捉えられてちゃんと説明できる変化なのか、収束しているのかが第1点。

そして、その盛土から離れたところで、側方流動がよく起きるのですけれど、そういった離れた地点の地盤変状は、観測していないのかが2点目です。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

鉛直の沈下量に対して、側方の変位がある場合は、県で基準を設けていまして、実際の鉛直な沈下量に対して、側方の沈下量の移動が多い場合は、施工を一時止める、施工のスピードを緩めるなど、現場の施工を工夫することで対応をしています。また、側方に関しては、ここら辺の方が、濁川の堤防道路に近接していますので、その付近までであれば、平杭というものを設置して、水平の移動に対しての確認をしています。

(後藤委員)

何mぐらい離れていますか。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

近いところだと10mとかですが、広いとこであれば20mぐらいです。

(後藤委員)

はい。同じだと思いますが、軟弱地盤上に盛土をつくりますと、側方流動が離れたところで起きる場合があります。そういった環境の地盤の変化もとらえておられるかどうか、この資料には出てきませんでしたので、それについても評価をされたのでしたら記載していただいた方がいいと思います。

そして先ほどの第1点の、盛土施工期間は、赤い区間だったと思うのですが、その盛土は、施工中は管理されていますけど、終わった後に変状が起きているということですか。その赤い部分は1ヶ月で盛土が終わったということですか。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

現時点でも、盛土区間で計れるところは定期的に確認をしております。

(後藤委員)

いや、31ページの赤い部分は盛土施工期間ですよ。その盛土が終わった後に、鉛直変位で地盤が隆起しています。ここはどういった理由ですかね。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

測量でも、実際に数ミリの観測誤差というものはありますので、そういったものがグラフ上に、出てしまっているのかと思います。

(後藤委員)

5mmとか出ていますけど、それが観測誤差ということですか。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

そうです。

(後藤委員)

許容変位が10mmですから、5mmが誤差と言ったら、ちょっと測定の精度がないですね。5mmの誤差はあるのでしたら、測定そのものの精度が保障されていないですよ。

(坂本会長)

これについては、回答できないかもしれないので、検討して、次回に教えてください。

それから、地下水と地盤の話で思い出したのですが、リニアもすぐ近くを通っているので、そちらに何か情報があるかもしれないので、こちらも少し確認したらいいかなと思います。

他の方は大丈夫ですか。では公開部分について、甲府の委員からは、他にはないということで。Webの委員、この公開部分について何かございますか。

工藤委員いかがですか。

(工藤委員)

特にないのですが、いただいた資料が御説明していただいた資料と違っていたのは、私だけですか。

(坂本会長)

あらかじめ送った資料と、今日、プレゼンの資料はバージョンが違いますか。特にどの辺でしょうか。気になったのは。

(工藤委員)

最初にコンサルの方から御説明いただいた資料が、あらかじめ送付いただいた資料と違っていたのですが、私だけですか。

(坂本会長)

事務局から何か説明ありますか。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

すいません。我々から、いろいろ修正や追加をさせていただいて、少し不備があって、直前までいろいろ資料を作っておきまして、郵送された時とちょっと資料が変わってしまっているというような状況です。

(坂本会長)

わかりました。じゃあどうしようかな。今見せてもらったけれど、少しWebの電波が消えていたかもしれないところもあるので、事務局から改めて送ってもらいますか。

はい。改めて送ってもらいますので、それを見て気がついたことがあれば御意見をお願いします。

(工藤委員)

はい。わかりました。

(佐藤委員)

佐藤委員は大丈夫ですか。

(佐藤委員)

はい。特に質問等ありません。

(坂本会長)

高木委員いかがですか。

(高木委員)

私もさっきからずっと、どの資料を見ればいいのかと、随分悩みながら聞いていたのですが、60ページから後ろのところ、部分供用によるというところがあって、少しくまぐ理解できていなかったかもしれないのですが、例えば完成時に3万3,500台/日の交通量があって、暫定供用時に1万7,000台ですから計算上は減りますよ、みたいな話は当然そうなのですが、この暫定供用時というのは、既に走っているのですか。これも予測値なのですか。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

まだ東部区間は供用されていないので、車は走っていません。

(高木委員)

その西側では、すでに走っている部分があるわけですね。既に供用している部分もあるのですか。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

南部区間ですか。

(高木委員)

はい。南部区間も同じように、供用する前に予想の交通量とかを出して、それに対して騒音の計算をしているはずなのですが、一番大事なのは、交通量の予測が合っているかどうか、というところで、南部区間の開通前の予測と、実際に供用してみたらの実測値としての交通量というのはほぼ合っていたということによろしいですか。

(坂本会長)

南部区間も南部区間として予測したのか、東部と繋がったことを想定して予測したのか、そこがわからないので、すぐに回答できないですね。多分、南部区間の話に関わってくると。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀氏)

また整理させていただいて、回答させていただきます。

(高木委員)

よろしくお願いします。

(坂本会長)

それでは、公開部分について他にございますか。なければ公開部分については終わりにしまして、この案件についても、希少動植物の非公開部分についての審議に移りたいと思います。

誠に申し訳ありませんけれど、また報道関係者、傍聴人の方は、退室してください。また、お呼びすることになると思います。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

傍聴人、報道関係者はいらっしゃらないみたいなので、引き続き、進めてまいります。最後にこの案件全体を通しての意見等ありましたらお願いいたします。

もう一つ資料がありますが、この資料の説明はいいのですか。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

説明はしない予定なのですが、現地視察に来られてない方がいらっしゃったので、参考につけさせていただいたところです。6月時点の東部区間1期、1.6kmの施工状況の写真になります。

(坂本会長)

これは送ってあるのですか。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀氏)

追加で送らせていただいたものです。

(坂本会長)

わかりました。全体をとおして特に意見がないということです。最後に事業者の方に要望ですけど、御覧のようにWebでやっているの、資料がないじゃすまないです。遅くとも、1週間前には最終版を出してください。それで、事務局から送ってもらうということにしたいと思います。ぎりぎりまでというのは、県庁の方だったら近くだからいいと思っているのかもしれませんが、そうはいかない会議ですので、その辺を注意してください。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

すいません。次の第2回は、なるべく早めに対応させていただきたいと思います。

(坂本会長)

なるべくではなくて、1週間前までに絶対ということをお願いします。

(事業者 新環状道路建設事務所 岩堀主任)

わかりました。

(坂本会長)

それでは、この案件についても説明と質疑が終了いたしました。事業者の皆様には、御回答いただけなかった部分について、事務局を通じて回答をお願いします。また、未送付の資料については、事務局にお届けください。

本日の議題について、追加の質問等がありましたら、少し短いのですが、7月15日の金曜までに事務局あてにメールで御意見を出すことになっています。

この日付でいいのですか。この日付でいいってことは、少なくとも本日までに、資料を送り終わっている必要がありますが。

(事務局 樋川課長補佐)

事務局から御説明いたします。今お送りしている資料に関しては、一旦、7月15日までに御意見があればいただきたいです。

そして、追加で、先ほど御指示があった、よりわかりやすく直した資

料や、知事意見を修正したもの等をお送りさせていただきますので、それはまた改めて定めた期限までに御連絡いただくことにしたいと思います。

(坂本会長)

はい。了解いたしました。

以上をもちまして本日の議題をすべて終了いたします。御協力ありがとうございました。それから、前の議題についての知事意見の骨子については、もう、すぐに送っていただけるのですか。

(事務局 樋川課長補佐)

まず本日の議事録を起こしまして、もう1回意見を整理した後に反映しますので、若干お時間いただくこととなります。

(坂本会長)

2週間かそこらですか。

(事務局 樋川課長補佐)

はい。

(坂本会長)

それでは、以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。御協力ありがとうございました。それでは、司会の方お願いします。

(司会 佐藤総括課長補佐)

ありがとうございました。以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様におかれましては、議事進行に御協力いただきまして、重ねて御礼申し上げます。坂本会長におかれましても、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

それでは、「3 その他」ということで、事務局お願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

事務局です。繰り返しになりますが、まず、議事1東清水線の知事意見に関しては、1週間程度お時間いただきまして、本日の審議を踏まえた知事意見を再度お送りさせていただきますので、御意見をいただきたいと思えます。

議案2につきましては、事業者の方には短時間で申し訳ありませんが、近日中に本日の意見を踏まえた資料を作成して頂きます。委員の皆様には、本当に申し訳ありませんでした。あらかじめ資料はお送りできませんでしたので、資料をお送りさせていただきますので、それに対する御意見・御質問もあればいただきたいと思います。その御質問に対しては、また意見整理表に反映してお送りできるものはお送りし、間に合わないものについては、次の第2回、9月の上旬を考えておりますけれども、その審議会で事業者の方から説明していただきたいと思っています。以上です。

(司会 佐藤総括課長補佐)

それではこれもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。長時間の御審議、誠にありがとうございました。

御散会ください。委員の方も御退室ください。

(了)